





- ア 面接試験及び筆記試験（筆記問題及び論述問題）の各評価割合（以下「各試験等の評価割合」という。）
- イ 受験者の氏名・年齢等の受験者個人に関する情報（以下「受験者個人の属性となる情報」という。）、受験者の試験成績及び筆記試験の平均点
- ウ 面接試験の面接委員及び論述問題の採点者の氏名（以下「評価者の氏名」という。）、面接試験の面接委員及び論述問題の採点者ごとの採点（以下「評価者ごとの採点」という。）及び評価者ごとの採点の平均
- エ 受験者の勤務評価及び校長推薦レベル（以下「受験者の勤務評価等」という。）
- オ 可否（案）を記載する項目欄
- カ 欠員数等の教頭職採用・昇任候補者名簿にかかる情報等（以下「教頭職採用・昇任候補者名簿に係る情報等」という。）

審査請求人は、実施機関が行った非公開決定に対して、これを公開するとの裁決を求めていることから、当審査会としては、本件対象公文書全体を審査の対象とするが、上記アからカの情報は、性質がそれぞれ異なるため、上記アからカの情報について、分類された情報ごとに非公開情報該当性を検討することとする。

### (3) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

また、「適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、当該事務・事業の適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものであるをいう。また、支障の程度については、名目的なものではなく実質的なものであることが要求されている。

### (4) 条例第7条第6号該当性について

#### ア 各試験等の評価割合について

(ア) 実施機関は、弁明書において、各試験等の評価割合を公表した場合、例えば、相対的に評価割合の低い項目が軽視されるようになったり、総得点を高くするための効率的な試験対策を助長するなど、総合的・多面的な評価に基づく選考試験の趣旨が損なわれ、公正かつ円滑な人事管理等に著しい支障が生じるおそれがある旨主張している。

また、実施機関は、意見陳述において、昇任試験については、受験者同士が知り合いである可能性も高いことから、各試験等の評価割合を公開すると、受験者同士が情報共有した際に、各試験等の評価割合が実際に近い形で推測でき、効率的な受験対策を助長する旨主張している。

一方、審査請求人は、各試験等の評価割合は、公正な評価をする基準となる情報で、公開することで人事管理に係る当該事務もしくは将来の同種の事務の公正もしくは円滑な執行に支障が生じるとは考えにくい旨主張している。

(イ) 実施機関から補足説明資料として提出を受けた「令和〇年度島根県立学校教頭職採用・昇任候補者選考試験実施要項」によると、昇任試験は、県立学校の教頭に採用又は昇任させることが適切と認められる者を公平かつ公正に選考することにより、県立学校の適正な運営を推進することを目的としており、昇任

試験の透明性及び公正性を担保するためには、人事管理に係る情報についても可能な限り公開することが期待される場所である。

受験者が昇任試験に合格するために各試験等の評価割合に応じた試験対策を行うことは、当然あり得ることであるが、各試験等の評価割合を公開し、実施機関が重視している試験区分を明らかにすることで、実施機関が教頭職に対して求める能力を示すことにつながり、ひいては実施機関が求める人材の確保につながるということも考えられる。

また、相対的に評価割合の低い項目が軽視されるようになったり、総得点を高くするための効率的な試験対策を助長する等、総合的・多面的な評価に基づく選考試験の趣旨が損なわれることを回避するためには、総合点のみで合否の判断をするのではなく、各試験において合格最低点を設けるなど、別の方法により弊害を回避することも可能であると考えられることから、各試験等の評価割合を公開することにより、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

#### イ 受験者個人の属性となる情報、受験者の試験成績及び筆記試験の平均点について

受験者個人の属性となる情報及び受験者の試験成績を非公開としたことについて、実施機関は、意見陳述において、本件対象公文書全体が人事管理情報を含んだものである旨主張している。

しかしながら、上記(3)のとおり、条例第7条第6号に該当するための支障の程度については名目的なものではなく、実質的なものであることが必要であるところ、実施機関の主張をもってしても受験者個人の属性となる情報及び受験者の試験成績を公開することによる人事管理に関する事務の遂行上の支障が実質的、具体的になったとはいえず、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

また、筆記試験の平均点についても、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められず、条例第7条第6号には該当しない。

なお、受験者個人の属性となる情報及び受験者の試験成績については、受験者個人に関する情報でもあるため、条例第7条第2号の該当性について、後記(5)及び(6)で判断する。

#### ウ 評価者の氏名、評価者ごとの採点及び評価者ごとの採点の平均について

実施機関は、意見陳述において、昇任試験については、評価者と受験者との間に面識があったり、今後の勤務において知り合いとなる可能性が高く、評価者の氏名及び評価者ごとの採点を公開すると、評価者が公正・公平な判断をすることが難しくなる旨主張している。

面接試験及び論述問題については、人物評価を伴うものであることから、試験の信頼性及び妥当性を担保するためには、評価者が受験者に対して率直な評価を行うことができる状況にあることが前提となるものであると思料される。

この点、評価者の氏名及び評価者ごとの採点が公開されると、受験者が自己の評価に関して評価者に不適切な働きかけを行ったり、評価者が受験者からの批判や反発を招くことを懸念して率直な評価を行うことが困難となるなど、昇任試験

の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、実施機関の主張に不合理な点はない。

また、評価者ごとの採点の平均についても、公開することにより評価者が率直な評価を行うことを躊躇し、画一的な評価にとどめるなど、昇任試験の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。

したがって、評価者の氏名、評価者ごとの採点及び評価者ごとの採点の平均を公開することにより、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

エ 受験者の勤務評価等について

実施機関から補足説明資料として提出を受けた「令和〇年度島根県立学校教頭職採用・昇任候補者選考試験実施要項」によると、選考に当たっては勤務実績を十分考慮し、その際、勤務評価を参考資料として活用する旨が記載されている。

実施機関は、意見陳述において、受験者の勤務評価等を公開すると、評価を行う上司の公正な判断を妨げるおそれがある旨主張している。

受験者の勤務評価等については、評価を行う上司がつける評価と受験者が予想する自己の評価が必ずしも一致するとは限らず、受験者が評価を行う上司に不信感や怨恨を抱くなど職場内で対立関係が生じ、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、実施機関の主張に不合理な点はない。

したがって、受験者の勤務評価等を公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

オ 合否（案）を記載する項目欄について

実施機関は、意見陳述において、合否（案）を記載する項目欄を公開すると、審査請求人の試験成績の一部が推測される旨主張している。

しかしながら、合否（案）を記載する項目欄については、実施機関内部の協議において職員が使用する欄であり、本件対象公文書において、合否（案）を記載する項目欄には何も記載されていない。

また、合否（案）を記載する項目欄が公開されたとしても、審査請求人の試験成績の一部が推測されるとはいえないことから、実施機関の主張をもってしても合否（案）を記載する項目欄を公開することにより、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

カ 教頭職採用・昇任候補者名簿に係る情報等について

実施機関は、意見陳述において、本件対象公文書の教頭職採用・昇任候補者名簿に係る情報等はあくまで目安として記載しているものであるため、教頭職採用・昇任候補者名簿に係る情報等を公開すると、誤解が生じるおそれがある旨主張している。

しかしながら、組織としての説明責任を果たすという観点からは、教頭職採用・昇任候補者名簿に係る情報等が確定数ではないことのみをもって人事管理に関する事務の遂行に著しい支障が生ずるとまではいえない。

また、実施機関によると、欠員数については、島根県のホームページ上で公開されている情報であるとのことであり、実施機関の主張をもってしても教頭職採用・昇任候補者名簿にかかる情報等を公開することにより、人事管理に関する事

務の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

なお、教頭職採用・昇任候補者名簿に係る情報等のうち、名簿登載者等の担当科目別の人数については、特定の個人を識別することのできる情報とも考えられるため、条例第7条第2号の該当性について、後記(5)及び(6)で判断する。

(5) 条例第7条第2号について

ア 本件決定において、実施機関が条例第7条第2号の該当性について主張した部分はない。

しかしながら、上記(4)イのうちの受験者個人の属性となる情報及び受験者の試験成績、カの教頭職採用・昇任候補者名簿に係る情報等のうちの名簿登載者等の担当科目別の人数については、個人に関する情報及び特定の個人を識別することのできる情報とも考えられるため、これらの条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報（同号ただし書きア）、人の生命等を保護するために公開が必要な情報（同号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書きウ）は非公開情報からは除かれる。

(6) 条例第7条第2号該当性について

ア 受験者個人の属性となる情報及び受験者の試験成績について

(ア) 受験者の氏名、年齢等の受験者個人の属性となる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2号に該当する。

(イ) 一方、受験者の試験成績は、公開することにより必ずしも個人を特定できる情報とまではいえない。

しかしながら、受験者の試験成績は、個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であるといえる。

したがって、受験者の試験成績は、個人が特定されない場合であっても、公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第7条第2号に該当する。

ただし、本件対象公文書のうち、受験者の順位については、公開したとしても、昇任試験の受験者数が分かるのみであり、公開することにより特定の個人の権利利益を害するとまではいえないため、公開すべきである。

イ 教頭職採用・昇任候補者名簿に係る情報等のうちの名簿登載者等の担当科目別の人数について

教頭職採用・昇任候補者名簿に係る情報等には、名簿登載者等の担当科目別の人数が含まれている。

教頭職採用・昇任候補者名簿については、一般に公開していないとのことであり、名簿登載者等の担当科目別の人数を公開することにより、名簿登載者等の個人が特定されるおそれがある。

したがって、教頭職採用・昇任候補者名簿にかかる情報等のうち、名簿登載者等の担当科目別の人数については、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2号に該当する。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人の反論書によるその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年3月11日島根県条例第3号。）第6条は、「実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、条例の制定又は改廃及びその経緯、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定している。

本件公文書公開請求において、実施機関は、受験者の受験情報等が記載された一覧表を対象公文書として特定し、非公開決定を行っている。

しかしながら、島根県公文書等の管理に関する条例の趣旨や透明性・公正性が担保されるべきであるという昇任試験の性質上、昇任試験における各試験等の評価割合その他本件対象公文書のもととなる選考基準について定めた文書を作成することが望ましいと考えられる。

実施機関には、県民に説明する責務を全うするという島根県公文書等の管理に関する条例上位置づけられた県の責務を意識して、公文書の作成に当たっていただきたい。

別表

公開しない部分	公開しない理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験者個人の属性となる情報及び受験者の試験成績 (受験者の順位を除く)</li> </ul>	2号
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価者の氏名、評価者ごとの採点及び評価者の採点 の平均</li> </ul>	6号
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験者の勤務評価等</li> </ul>	6号
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭職採用・昇任候補者名簿にかかる情報等のうち の名簿登載者等の担当科目別の人数</li> </ul>	2号



(諮問第179号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4年 7月 22日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 5年 1月 19日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 3月 9日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 4月 20日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 5月 25日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 6月 15日 (審査会第5回目)	実施機関の意見陳述、審議 (第2部会)
令和 5年 7月 13日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 8月 17日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 9月 28日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 11月 9日 (審査会第9回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 11月 16日 (審査会第10回目)	審議
令和 5年 12月 21日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会審査会委員名簿  
(令和4年度までは島根県情報公開審査会)

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会